

契約締結前におけるご確認事項

総合生活保険（個人賠償責任補償）



(1) 商品の仕組み

[基本となる補償]

※自動セットされる特約等も含め、ご契約の特約は申込書等でご確認ください。
その他の特約は「総合生活保険 普通保険約款および特約」をご参照ください。

●基本となる補償

個人賠償責任補償 (賠償責任に関する補償)

日常生活における賠償事故を補償します。

[保険の対象となる方]

ご本人*1、ご本人*1の配偶者*2およびご本人*1またはその配偶者*2の同居のご親族*3・別居の未婚*4のお子様が保険の対象となります。

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※ご本人*1が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 申込書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

(2) 基本となる補償および保険金額の設定等

① 基本となる補償



●保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。

詳細は、「総合生活保険 普通保険約款および特約」をご参照ください。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等 <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p>

② 補償の重複に関するご注意



●保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご契約の要否をご検討ください*2。

*1 総合生活保険(個人賠償責任補償)以外の保険契約でご契約されている特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。